

ウクライナ

特許法

2003年5月22日法律第850-IV号改正

2003年6月25日施行

目次

第 I 章 総則

第 1 条 定義

第 2 条 発明(実用新案)の権利の保護に関するウクライナの法令

第 3 条 発明(実用新案)の権利の保護に関する分野における教育科学省の権限

第 4 条 国際協定

第 5 条 外国人及び無国籍者の権利

第 II 章 発明(実用新案)の法的保護

第 6 条 法的保護を付与するための条件

第 7 条 発明, 実用新案に関する特許性の要件

第 III 章 特許を取得する権利

第 8 条 発明者の権利

第 9 条 使用者の権利

第 10 条 権利承継人の権利

第 11 条 最先の出願人が有する権利

第 IV 章 特許の取得手続

第 12 条 出願

第 13 条 出願日

第 14 条 国際出願

第 15 条 優先権

第 16 条 出願審査

第 17 条 出願の取下

第 18 条 出願変更

第 19 条 出願に関する秘密性

第 20 条 [削除]

第 21 条 法的仮保護

第 22 条 特許の登録

第 23 条 特許付与の公告

第 24 条 出願に関する決定に対する不服申立

第 25 条 特許証の交付

第 26 条 宣言的特許の変更

第 27 条 発明(実用新案)の秘密指定の解除

第 V 章 特許から生じる権利及び義務

第 28 条 特許から生じる権利

第 29 条 特許から生じる義務

第 30 条 発明(実用新案)の権利の収用

第 31 条 権利の侵害とみなされない行為

第 VI 章 特許の効力の消滅及び特許の無効

第 32 条 特許の効力の消滅

第 33 条 特許の無効

第 VII 章 権利の保護

第 34 条 特許所有者の権利の侵害

第 35 条 権利保護の方法

第 VIII 章 最終規定

第 36 条 手数料

第 37 条 外国における発明(実用新案)特許の取得

第 38 条 発明(実用新案)の創作及び実施に関する国の奨励

第 IX 章 経過規定

第 X 章 施行規定

第1章 総則

第1条 定義

本法の適用上、

「所轄官庁」(以下「教育科学省」と表記する。)とは、知的所有権の法的保護に係る、行政権の中央機関をいう。

「審判委員会」とは、教育科学省に属する合議体であって、知的所有権の対象に係る権利の取得及び本法にその管轄権が規定されている他の事項に関する教育科学省の決定に対する異議申立を審査するためのものをいう。

「発明(実用新案)」とは、技術の分野における人の知的活動の所産をいう。

「秘密発明(秘密実用新案)」とは、国家秘密に該当する情報を含む発明(実用新案)をいう。

「職務発明(職務実用新案)」とは、従業者によって、次に掲げる条件の下で創作された発明(実用新案)をいう。

- 職務の履行又は使用者の指示。ただし、労働契約(請負)に別段の定めがある場合は、この限りでない。

- 使用者の経験、製造知識、製造秘密及び装置の使用

「職務」とは、従業者の業務上の義務であって、労働契約(請負)、及び発明の創作をもたらす可能性のある作業の履行を規定している業務規則において定められているものをいう。

「使用者の指示」とは、従業者に書面をもって命じた課題であって、特定の企業活動又は使用者の活動に関連しており、かつ、発明(実用新案)の創作をもたらす可能性を有するものをいう。

「使用者」とは、従業者を労働契約(請負)に基づいて雇用している者をいう。

「発明者」とは、本人の知的及び創造的活動の結果、発明(実用新案)を創作した者をいう。

「特許(発明の特許、発明の宣言的特許、実用新案の宣言的特許、秘密発明の特許(宣言的特許)、秘密実用新案の宣言的特許)」とは、優先権、創作者としての身分及び発明(実用新案)の所有権を証明する保護証書をいう。

「発明の特許」とは、特許の一種であって、発明に係る出願を实体審査をした結果に基づいて付与するものをいう。

「発明の宣言的特許」とは、特許の一種であって、発明に係る出願を方式審査をした結果に基づいて付与するものをいう。

「実用新案の宣言的特許」とは、特許の一種であって、実用新案に係る出願を方式審査をした結果に基づいて付与するものをいう。

「秘密発明の特許(宣言的特許)」とは、特許の一種であって、国家秘密に該当する発明に対して付与するものをいう。

「秘密実用新案の宣言的特許」とは、特許の一種であって、国家秘密に該当する実用新案に対して付与するものをいう。

「適格性審査(实体審査)」とは、発明が特許要件(新規性、進歩性及び産業上の利用可能性)に適合しているか否かを決定する審査をいう。

「方式審査(方式要件に関する審査)」とは、出願において指定されている対象が、発明(実用新案)として承認することができる対象の一覧に属しているか否か、並びに出願書類及びその作成が所定の要件を満たしているか否かを決定する審査をいう。

「ライセンス」とは、特許所有者(実施許諾者)による許可であって、他人(実施権者)に対し、一定の条件に基づいて発明(実用新案)を実施させるために付与するものをいう。

「人」とは、自然人又は法人をいう。

「出願書類」とは、特許を受けるために教育科学省から要求される1組の書類をいう。

「出願人」とは、出願をした者又は本法に定める別途の手續に基づいて出願人の権利を取得した者をいう。

「出願優先権(優先権)」とは、出願に係る優位性のことをいう。

「優先日」とは、教育科学省、又は工業所有権の保護に関するパリ条約の同盟国である国の関係機関に出願した日であって、優先権主張の基礎とする日をいう。

「国際出願」とは、特許協力条約に基づいてされる出願をいう。

「登録簿」とは、ウクライナの発明の特許及び宣言的特許に係る国の登録簿、ウクライナの実用新案の宣言的特許に係る国の登録簿、ウクライナの秘密発明の特許及び宣言的特許に係る国の登録簿、ウクライナの秘密実用新案の宣言的特許に係る国の登録簿をいう。

「審査機関」(以下「ウクライナ特許庁」と表記する。)とは、国の機関(企業、組織)であって、出願の処理及び審査を教育科学省から委任されているものをいう。

「知的所有権の保護に関する国家組織」とは、教育科学省、並びに教育科学省の監督下にある、専門技術、学術、教育、情報及びその他関係専門分野の国家機関をまとめていう。

第2条 発明(実用新案)の権利の保護に関するウクライナの法令

発明(実用新案)の権利の保護に関するウクライナの法令は、ウクライナ憲法を基礎とし、かつ、本法、ウクライナの「財産」法、「国家秘密」法、並びに他の規範的法令をもって構成する。

第3条 発明(実用新案)の権利の保護に関する分野における教育科学省の権限

(1) 教育科学省は、発明及び実用新案の権利の保護に関する分野における国家政策を実施する。その目的で、教育科学省は次に掲げる事項を行う。

- 出願の受領及び審査を行い、併せて、それについての決定をすること
- 発明及び実用新案に対し特許を付与し、特許について国の登録をすること
- 発明及び実用新案に関する公式データを公開すること
- 現行法令に従い、知的所有権の法的保護に関する分野において国際協力を履行すること、並びに、国際諸組織において、発明及び実用新案の保護に関する事項について、ウクライナの利益を代表すること
- 所定の手続に基づき、その権限範囲内で、規範的法令を採択すること
- 知的所有権の法的保護に関する分野における情報及び広報活動を行うこと
- 知的所有権の法的保護に関する分野における法令改善及び業務組織に関し、調査業務を行うこと
- 知的所有権の法的保護に関する国家組織に属する職員についての再教育業務を行うこと
- 知的所有権の法的保護に関する国家組織に組み入れられている諸機関に対し、本法、教育科学省に関する法令及びその他の規範的法令によって定める、知的所有権の法的保護に関する分野における個々の業務をその専門に応じて履行する権限を付与すること
- 所定の手続に基づいて承認された教育科学省に関する法令に従い、前記以外の機能を果た

すこと

(2) 教育科学省の事業資金は、ウクライナの国家予算によって提供される。

第4条 国際協定

ウクライナが当事国である国際協定が、発明(実用新案)に関するウクライナの法令によって定められている規定と異なる規定をしているときは、国際協定の規定を適用する。ただし、ウクライナ国会が当該国際協定による義務を承認していることを条件とする。

第5条 外国人及び無国籍者の権利

(1) 外国人及び無国籍者は、ウクライナが当事国である国際協定に従い、本法によって与えられているウクライナ人の権利と同一の権利を有するものとする。ただし、ウクライナ国会が当該国際協定による義務を承認していることを条件とする。

(2) ウクライナ国外に居住地又は恒久的所在地を有している外国人及び無国籍人は、教育科学省に対する権利の行使を、本法に基づいて登録されている知的所有権事項に関する代理人(特許弁護士)を介して行わなければならない。

第 11 章 発明(実用新案)の法的保護

第 6 条 法的保護を付与するための条件

(1) 法的保護は、公序良俗、人道及び道徳と矛盾せず、かつ、特許性の要件を満たしている発明(実用新案)に対して付与するものとする。

(2) 次に掲げるものは、本法に基づいて法的保護を受ける発明の対象とすることができる。

- 製品(装置、物質、微生物菌株、植物又は動物の細胞培養物等)
- 方法並びに既知の製品又は方法の新規使用

(3) 次に掲げる技術対象に対しては、本法に基づく法的保護は及ばないものとする。

- 植物及び動物の品種
- 植物及び動物の繁殖方法であって、本質的に生物学的なものであり、かつ、非生物学的及び微生物学的方法に属していないもの
- 集積回路の回路配置
- 芸術創作の成果

(4) 発明に係る優先権、創作者としての身分及び所有権は、特許(宣言的特許)によって証明されるものとする。

実用新案に係る優先権、創作者としての身分及び所有権は、宣言的特許によって証明されるものとする。

発明の特許の存続期間は、教育科学省への出願日から 20 年とする。

発明の宣言的特許の存続期間は、教育科学省への出願日から 6 年とする。

発明の特許の存続期間は、発明の対象が医薬品、動物保護手段、植物保護手段であり、その実施が、関係授権機関の許可を要件としている場合において、その特許所有者から請求があったときは、出願日から前記許可の受領日までの期間に相当する期間を延長することができるが、この期間は 5 年を限度とする。この請求をするときは、これに係る手数料を納付しなければならない。

この場合において、教育科学省は、請求及び特許の有効期間延長に係る手続を定めなければならない。

実用新案の宣言的特許の存続期間は、教育科学省への出願日から 10 年とする。

秘密発明の特許(宣言的特許)及び秘密実用新案の宣言的特許の存続期間は、発明(実用新案)の種類の間と等しいものし、発明(実用新案)の本法に基づいて定める保護期間より長くすることはできない。

特許の効力は、第 32 条に定めた条件の下では、指定期間前に消滅するものとする。

(5) 特許保護を付与する範囲は、特許(実用新案)クレームによって決定する。特許(実用新案)明細書及び関連図面は、特許クレームを解釈するために使用するものとする。

(6) 製品の取得方法に対して付与する特許(宣言的特許)の効力は、当該方法により直接取得される製品にも及ぶものとする。

第 7 条 発明、実用新案に関する特許性の要件

(1) 発明が新規性、進歩性及び産業上の利用可能性を有しているときは、その発明は特許要件を満たす。

(2) 実用新案が新規性及び産業上の利用可能性を有しているときは、その実用新案は特許要

件を満たす。

(3) 発明(実用新案)が技術水準の一部を構成していないときは、その発明は新規であるとみなす。発明の新規性を決定するとき、技術水準の一部である諸対象は、個別的にのみ考慮するものとする。

(4) 技術水準は、教育科学省に対する出願日前又は優先権が主張されているときは優先日前に、何れかの場所において、公衆が利用できるようにされていた全てのものを含むものとする。

(5) 技術水準はまた、ウクライナにおいてされた特許の付与を求める出願(ウクライナが指定国とされている国際出願を含む。)の最初の提出時に記載されていた出願の内容を含むものとする。ただし、その出願日(優先権が主張されているときは、その優先日)が、(4)で言及した日より前であること及びこの日以後にその出願が既に公開されていたことを条件とする。

(6) 特許性を有するものとしての発明(実用新案)の承認は、教育科学省に対する出願日前又は優先権が主張されている場合は優先日前 12 月以内に発明者、又は発明に関する情報を直接又は間接に発明者から取得した者が、行った、発明(実用新案)に関する情報の開示には左右されない。この事情においては、当該規定を適用しようとする者は、情報の開示に係る状況を証明する義務を負う。

(7) 発明が当該技術の熟練者にとって自明でない場合、すなわち、発明が技術水準から生じることが明らかでない場合は、その発明は、進歩性を有するものとする。(5)に記載した出願の内容は、進歩性を評価するときは、考慮に入れてはならない。

(8) 発明(実用新案)が産業又はその他の活動分野において実施可能である場合は、その発明(実用新案)は、産業上の利用可能性を有するものとする。

第 III 章 特許を取得する権利

第 8 条 発明者の権利

- (1) 発明者は、本法に別段の定めがあるときを除き、特許を取得する権利を有するものとする。
- (2) 共同して 1 の発明(実用新案)を創作した発明者は、当該発明者間に別段の合意があるときを除き、特許取得に関して同等の権利を有するものとする。
- (3) 発明者一覧に関する合意内容を改訂するときは、教育科学省は、出願に発明者として記載されている者並びに発明者であるが、出願に発明者として記載されていない者からの共同の請求に基づき、本法に定めた手続に従って関連書類を補正しなければならない。
- (4) 自然人が、発明(実用新案)の創作に直接的かつ創作的貢献をしておらず、また、発明(実用新案)を創作するとき及び(又は)出願手続をするときに、発明者に技術的、組織的支援若しくは金銭的補助を行ったに過ぎない場合は、当該自然人を発明者とみなさない。
- (5) 発明者は、譲渡不能の人格権としての創作者である身分による権利を有するものとし、また、当該権利は、期限の制限を受けることなく、保護されるものとする。
発明者は、創作した発明(実用新案)に本人の名称を付す権利を有するものとする。

第 9 条 使用者の権利

- (1) 発明者の使用者は、従業者の発明(実用新案)について特許を取得する権利を有するものとする。
- (2) 発明者はその使用者に、創作した職務発明に関する報告書を提出するものとし、それには発明の内容を十分に明瞭かつ全面的に開示する説明を添付しなければならない。
- (3) 使用者は、発明者からの報告書を受領した日から 4 月以内に、特許を取得するために教育科学省に出願するか、若しくは特許を取得する権利を他人に移転するか、又は従業者の発明を秘密情報として開示することなく保持する旨の決定をしなければならない。当該期間内に、使用者は発明者と契約書を締結し、発明(実用新案)の経済的価値及び/又は使用者が取得することができる他の利益に応じ、発明者(発明者の権利承継人)に対する報奨の金額及びその支払条件を定めなければならない。
- (4) 使用者が所定の期間内に(3)の要件を満たさなかった場合は、従業者の発明について特許(実用新案)を取得する権利は、発明者、又は発明者の権利承継人に移転するものとする。この場合には、使用者にライセンス取得についての優先権が与えられるものとする。
- (5) 使用者、又は使用者の権利承継人が、従業者の発明(実用新案)を実施しないで秘密情報として保持する期間は、4 年を超えてはならない。当該規定に違反する場合は、従業者の発明(実用新案)について特許を取得する権利は、発明者、又は発明者の権利承継人に移転するものとする。
- (6) 職務発明(実用新案)に係る発明者に対しての報奨支払の条件及び金額に関する紛争は、裁判所において解決されるものとする。

第 10 条 権利承継人の権利

使用者の又は発明者の権利承継人は、特許を取得する権利を有するものとする。

第 11 条 最先の出願人が有する権利

2以上の者が、相互に独立して1の発明(実用新案)を創作した場合、発明の特許(宣言的特許)又は実用新案の宣言的特許を取得する権利は、教育科学省に先に出願をした発明者又は、優先権が主張されている場合は、先の優先日を有する出願の出願人に帰属するものとする。ただし、前記出願が取り下げられたとみなされていないこと、取り下げられていないこと、又は教育科学省が特許の付与を拒絶すべき旨の決定をしていないことを条件とする。

第 IV 章 特許の取得手続

第 12 条 出願

(1) 特許(宣言的特許)の取得を希望しており、かつ、取得する権利を有する者は、教育科学省に出願しなければならない。

(2) 出願は、出願人の指示に基づき、知的所有権事項の代理人又はその他受任者を介してすることができる。

(3) 出願が含む情報を国家秘密に指定するときは、ウクライナの「国家秘密」法及び同法に基づく他の規範的法令に従って行うものとする。

発明(実用新案)が、ウクライナの国家秘密を構成する資料集成に登録されている情報を使用して創作されている場合、又はその発明(実用新案)がウクライナの「国家秘密」法に基づく国家秘密に該当する虞がある場合は、教育科学省に対する出願の提出は、出願人に係る秘密体制機関、又は所在地(法人の場合)若しくは居住地(自然人の場合)の地方行政組織に属する授権機関を経由して行わなければならない。出願には、ウクライナの「国家秘密」法の該当条文に言及して、発明を国家秘密に指定すべき旨の出願人の申出を添付しなければならない。

(4) 発明についての出願は、1 の発明のみに係るものか又は単一の発明概念を包括して形成するように関連している 1 群の発明に係るものでなければならない(発明の単一性の要件)。

実用新案についての出願は、1 の実用新案に係るものでなければならない(実用新案の単一性の要件)。

(5) 出願はウクライナ語によりするものとし、かつ、次に掲げる事項を含んでいなければならない。

- 発明の特許又は発明(実用新案)の宣言的特許の付与を求める願書
- 発明(実用新案)の明細書
- 発明(実用新案)クレーム
- 図面(明細書において図面への言及がある場合)
- 要約

(6) 出願人及び発明者の名称及び宛先を、特許(宣言的特許)の付与を求める願書に表示しなければならない。

発明者は、教育科学省による公開、特に出願及び特許に関するデータに、その発明(実用新案)の発明者として本人の名称を表示しないよう請求する権利を有する。

(7) 発明(実用新案)の明細書は、所定の方式で作成して、また、発明(実用新案)の内容を、当該技術の熟練者がその発明を実施できる程度まで十分に明瞭かつ完全に開示しなければならない。

(8) 発明(実用新案)クレームは、発明(実用新案)の内容を開示しなければならず、明細書に基づかなければならず、また、所定の方式で明瞭簡潔に作成しなければならない。

(9) 要約は、情報目的にのみ使用するものとする。要約は、他の目的、特に発明(実用新案)クレームの解釈及び技術水準を決定するためには考慮してはならない。

(10) 教育科学省は、本法の規定による出願書類についての前記以外の要件を定めなければならない。

(11) 出願をするためには、それに係る手数料を納付しなければならない。手数料納付に係る

書類は、特許庁が、出願と同時に又は出願日から 2 月以内に受領するようにならなければならない。前記の期間は、6 月を限度として延長することができる。ただし、前記期間の満了前に期間延長を請求し、その請求に係る手数料を納付していることを条件とする。

第 13 条 出願日

- (1) 出願日は、教育科学省が、少なくとも次に掲げるものを含む書類を受領した日とする。
- 特許(宣言的特許)の付与を求める願書であって、ウクライナ語で記載されているもの。様式は任意とする。
 - ウクライナ語で記載した、出願人及び出願人の宛先に関する情報
 - ウクライナ語又は他の言語で記載しており、発明(実用新案)の明細書であるとの印象を与える資料。他の言語によるものである場合、出願日を保持するためには、その資料のウクライナ語翻訳文を出願日から 2 月以内に教育科学省が受領するようにならなければならない。
- (2) 出願日は、第 16 条(10)、(11)及び(12)の規定に従って決定する。

第 14 条 国際出願

(1) 国際出願に基づく特許取得手続は、特許協力条約に定める除外規定を伴うが、国内出願に基づく特許取得手続と同様である。

(2) 国際出願の審査は、出願の優先日から 31 月が経過するまでに、ウクライナ特許庁が出願のウクライナ語翻訳文を取得し、出願提出のための手数料の納付に係る書類を受領した場合に、行うものとする。前記期間は、当該期間の満了前に延長が請求されていること及びその請求のための手数料が納付されていることを条件として、2 月を限度として延長するものとする。

所定の期間内に前記書類を受領したときは、国際出願を審査のために受理した旨の通知を出願人に送付するものとする。

(3) 国際出願のウクライナにおける効力は、(2)の要件が満たされなかった場合は、停止したとみなす。出願人が当該要件の少なくとも 1 を満たした場合は、出願人に、当該停止について通知するものとする。

(4) (2)の要件が重大な理由のために満たされなかった場合において、出願人から請求があったときは、国際出願の効力を復活させることができる。請求するときは、それに係る手数料を納付しなければならない。

前記請求は、(2)に定めた 31 月の期間に関する要件の不遵守を生じさせた理由が消滅した日から 2 月以内、又は前記期間の満了日から 12 月以内の内、何れか早く到来するときまでに提出することができる。出願人は、請求日に、本法により出願に関して定める手続であって、当該の日までに履行しておくべきであったすべての手続を取らなければならない。

(5) 国際出願のウクライナにおける効力を回復させることを求める請求をウクライナ特許庁に行った日に、(4)の要件を満たしていなかったときは、出願人へ当該請求を拒絶する旨がある旨を通知する。

出願人が、前記通知の受領日から 2 月以内に、(4)の要件に係る請求の不備を解消しなかった場合は、出願人に、請求を拒絶する旨を通知する。

(6) 教育科学省は、審査のために受理した国際出願に関し、国際出願について定められている事項をその公報に公表しなければならない。

第 15 条 優先権

(1) 出願人は、教育科学省、又は工業所有権の保護に関するパリ条約の同盟国である国の関係機関にその出願をした日から 12 月以内は、同一発明(実用新案)に関する先の出願に基づく優先権を主張する権利を有するものとする。ただし、先の出願に基づいて優先権を主張していないことを条件とする。

(2) 優先権の適用を受けることを希望する出願人は、教育科学省に出願をした日から 3 月以内に、先の出願の出願日及び出願番号に言及した優先権申立書及び当該先の出願の謄本を提出しなければならない。ただし、先の出願が工業所有権の保護に関するパリ条約の同盟国においてされていることを条件とする。前記期間内においては、その書類を変更することができる。書類が期限内に提出されなかった場合は、優先権を主張する権利は失われたとみなし、出願人にその旨を通知する。

(1)及び(2)に定めた期間を、出願人が予期しない、かつ、関与しない理由のために遵守しなかった場合は、延長のための手数料を納付していることを条件として、前記期間を、その満了日から 2 月延長することができる。教育科学省は、前記期間を延長するための手続を定めなければならない。

必要な場合、教育科学省は先の出願のウクライナ語翻訳文を要求することができる。出願人は、教育科学省の要求を受領した日から 2 月以内に、当該翻訳文を提出しなければならない。翻訳文が所定の期間内に提出されなかった場合は、その出願の優先権は失われたとみなし、出願人にその旨を通知する。

先の出願の翻訳文を提出するための期間については、出願人が特許庁の要求を受領した日から 6 月までの間、延長を受けることができる。当該期間延長については、それに係る手数料の納付を要件とする。

(3) 出願全体又は発明(実用新案)の複数のクレームの一部について、複数の先の出願に基づく優先権を主張することができる。この場合、優先日を初日とする期間は、最先の優先日から起算するものとする。

(4) 優先権は、優先権主張の基礎とした先の出願に記載されている発明(実用新案)の特徴のみを対象とするものとする。

(5) 発明(実用新案)の何れかの特徴が先の出願の発明(実用新案)クレームに記載されていない場合であっても、その特徴のすべてが先の出願の明細書に正確に記載されているときは、優先権主張を認めることができるものとする。

(6) 教育科学省において先の出願の処理が完了していない場合は、先の出願は、(2)の規定による優先権申立を受領したときに、優先権が主張されている部分については取り下げられたとみなす。

(7) 教育科学省の要求によって、又は、特許(宣言的特許)を付与する若しくは拒絶する決定がされる前に出願人が行った申出によって生じた、先の出願からの分割出願に係る優先権は、教育科学省にその基となった先の出願を提出した日、又は先の出願について優先権が主張されていた場合はその優先日をもって、決定されるものとする。ただし、分割出願の内容が、先の出願の出願時の内容を超えないことを条件とする。

(8) 発明(実用新案)の優先権は、第 16 条(7)の規定に従って別個の出願として作成した追加資料がウクライナ特許庁に受領された日をもって、主張することができる。ただし、前記資料を添付した出願についての審査において、当該資料は考慮しない旨の通知を出願人が受領

した日から3月以内に、その出願をすることを条件とする。

第16条 出願審査

(1) 出願審査は、科学及び技術に関する審査としての地位を有するものであり、それを構成するものは、予備審査、方式審査、及び発明(秘密発明)の特許出願の場合の実体審査である。審査はウクライナ特許庁が、本法、及び教育科学省が本法に基づいて制定する規則に従って行うものとする。

(2) ウクライナ特許庁は、出願審査に必要な情報活動を行うものとし、また、1958年12月3日に、教育、科学及び文化のための国連総会によって採択された「国際的情報通信に関する条約」による、情報通信の国際的交換センターである。

(3) 取り下げられたとみなされていない又は取り下げられていない出願に関する審査の最終結果は、理由を付し、審査の結論として提出され、教育科学省による承認を得た上で、効力を生じるものとする。教育科学省は、当該結論を基にして、特許を付与すべき又は特許を拒絶すべき旨の決定をしなければならない。出願人には、教育科学省の決定を通知する。出願人は、教育科学省の決定書を受領してから1月以内に、その出願に対立する資料の写しを請求する権利を有するものとする。当該写しは、1月以内に出願人に送付しなければならない。

(4) 出願人は、本人の発意により又はウクライナ特許庁の求めに応じ、審査の過程で生じる事項の審理に本法に定められている手続に基づいて、本人が直接又は代理人を介して参加する権利を有するものとする。

(5) 出願人は、出願に記載されている誤りを訂正し、本人の名称及び宛先、送達宛先並びに代理人の名称及び宛先を変更する権利を有するものとする。

出願人は出願に記載されている他の出願人全員の同意を得て、その出願に関し、出願人の変更に関連する変更を行うことができる。出願人になろうとする者も、他の出願人全員の同意を得て、前記の変更を行うことができる。

前記の訂正及び変更は、ウクライナ特許庁が、特許の付与を受けるための国の手数料の納付に関する書類を受領する前に、受領した場合に限り、考慮するものとする。

前記の訂正及び変更は、発明に対して特許付与を求める出願に関する情報を公開するとき、考慮するものとする。ただし、ウクライナ特許庁が、公開日前6月以内にそれを受領していることを条件とする。

誤りの訂正又は前記の変更の何れかを求める請求をするときは、それに係る手数料を納付しなければならない。ただし、誤りが明白な又は事務的なものでなく、また、変更が、出願人に従属する理由によって生じていることを条件とする。

(6) 資料を追加することなしには審査ができない場合、又はウクライナ特許庁が、出願に提示されている情報又は要素の正確性について合理的な疑義を有する場合は、ウクライナ特許庁は出願人に追加資料の提出を要求することができる。

出願人は、ウクライナ特許庁から追加資料の提出要求を伴う通知又は結論を受領してから1月以内に、出願に対立する資料の写しを請求する権利を有するものとする。

出願人は、ウクライナ特許庁からの通知若しくは結論、又はその出願に対立する資料の写しを受領した日から2月以内に、追加資料を提出しなければならない。追加資料提出のための期間については、6月を限度として延長を認めるものとする。ただし、所定期間満了までに

その旨の請求がされ、手数料が納付されることを条件とする。当該期間が重大な理由によって遵守されなかった場合は、期間満了後 6 月以内に回復請求がされ、手数料が納付されることを条件として、その期間は回復されるものとする。出願人が所定の期間内に追加資料を提出しなかったときは、その出願は取り下げられたとみなし、出願人にその旨を通知する。

(7) 出願人が追加資料を提出したときは、その資料が、出願に開示されている発明(実用新案)の内容を超えていないか否かを審査し、決定しなければならない。

追加資料が発明(実用新案)クレームに含まれるべき特徴を含んでいる場合は、その追加資料は出願に開示されている発明(実用新案)の内容を超えているものとする。

追加資料の内、出願において開示された発明(実用新案)の内容を超える部分は、審査における検討の対象としないものとし、出願人は、ウクライナ特許庁からその旨の通知を受領した後、別個の出願として提出することができる。

(8) 予備審査においては、その発明(実用新案)を国家秘密に指定することを求める出願人の提案を伴っていない出願については、ウクライナの国家秘密を構成する「資料全集」による国家秘密に該当する虞がある情報が存在しているか否かを審査しなければならない。

出願に前記情報が含まれており、また、出願が、発明を国家秘密に指定することを求める出願人の提案を伴っている場合は、発明(実用新案)を国家秘密に指定することについての決定を求めて、出願書類を、関係の「秘密事項に関する国の専門官」(以下「国家専門官」という。)に移送しなければならない。

国家専門官は、出願書類を受領した日から 1 月以内に、出願書類と共に決定書をウクライナ特許庁に提出しなければならない。

発明(実用新案)を国家秘密に指定すべき旨の決定の有効期間は、国家専門官が情報の秘密度を考慮して決定するものとする。

国家専門官が発明(実用新案)を国家秘密に指定すべき旨の決定をした場合は、専門官は、その発明を知る権利を有する者を指定するものとし、その後の出願処理は、秘密として行わなければならない。

ウクライナ特許庁は、国家専門官の決定を直ちに出願人に通知しなければならない。出願が発明(実用新案)を国家秘密に指定することを求める出願人の申出を伴っておらず、かつ、国家専門官が発明(実用新案)を国家秘密に指定する場合において、出願人が同意しないときは、出願人はウクライナ特許庁に、出願書類に対する秘密指定を解除することを求め、理由を付した請求書を提出すること、又は国家専門官の決定に対して裁判所に上訴をすることができる。

(9) 方式審査においては、次のことを行うものとする。

- 第 13 条の規定に従って出願日を決定すること
- クレームの対象が、第 6 条(2)に記載した技術対象並びに第 6 条(3)に記載した技術対象に属しているか否かを決定すること
- 出願が、第 12 条及び教育科学省が本法に従って制定した規則の方式要件を満たしているか否かを審査すること
- 出願手数料の納付に係る書類が、所定の要件を満たしているか否かを審査すること

(10) 出願資料が第 13 条の要件を満たしており、かつ、出願手数料の納付に係る書類が提出された場合は、出願人に、出願日として決定した日を通知する。

(11) 出願資料が第 13 条の要件を満たしていない場合は、直ちに出願人に通知する。出願人

が、通知を受領した日から 2 月以内にその不備を除去した場合は、ウクライナ特許庁が訂正後の出願資料を受領した日を出願日とみなす。前記以外の場合は、出願はされなかったとみなし、出願人にその旨を通知する。

(12) 第 13 条の要件を満たしている出願の資料の中で、図面への言及がなされているが、その図面が出願に添付されていない場合は、出願人にその旨を通知し、図面を提出するか又は図面への言及を出願から削除するよう提案するものとする。出願人が、通知を受領した日から 2 月以内に図面を提出したときは、出願日は、ウクライナ特許庁が図面を受領した日とする。出願人が提案に応じなかったときは、その出願はされなかったとみなし、出願人にその旨を通知する。

(13) 第 12 条(11)の要件が満たされなかったときは、出願は取り下げられたとみなし、出願人にその旨を通知する。

(14) クレームの対象が第 6 条(2)に記載した技術対象に属しており、かつ、出願資料が、第 12 条及び教育科学省が本法に従って制定した規則の方式要件を満たしており、また、出願手数料の納付に係る書類が所定の要件を満たしている場合は、出願人は次に掲げる書類を受領するものとする。

- 発明の特許に関しては、方式審査が終了した旨及び実体審査を行うことが可能である旨の通知

- 発明(実用新案)の宣言的特許に関しては、発明(実用新案)の宣言的特許を付与すべき旨の教育科学省の決定

(15) クレームの対象が第 6 条(2)に記載した技術対象に属していないと考える理由がある場合、又は出願資料が第 12 条及び教育科学省が本法に従って制定した規則の方式要件を満たしていないか、若しくは出願手数料の納付に係る書類が所定の要件を満たしていない場合は、ウクライナ特許庁は出願人に、理由を付した予備的結論書を送付し、結論書に記載した不備に対して理由を付した回答書を提出すること及び、必要なときは、それを是正することを提案するものとする。

出願人は、(6)に定めた期間内に回答しなければならず、また、当該回答は、出願に関する審査結論書を作成するとき、考慮されるものとする。

第 12 条(4)に規定した発明の単一性に係る要件が満たされていない場合は、出願人は回答書に、出願審査の対象とすべき発明(実用新案)を表示し、必要なときは、出願の補正をしなければならない。他の発明(実用新案)については、別途に出願するものとする。

ウクライナ特許庁からの提案があった場合において、発明の単一性に係る要件が満たされなかったときは、複数に亘る発明クレームのうちの最初に記載されている発明(実用新案)について出願審査を行うものとする。

(16) 発明の特許の付与を求める出願の出願日又は、優先権が主張されている場合は、その優先日から 18 月の期間が満了した後、教育科学省は、出願に関する所定のデータをその公報に公開しなければならない。ただし、出願が取り下げられていない、取り下げられたとみなしていない、又は特許を拒絶すべき旨の決定をしていないことを条件とする。

出願人から請求があったときは、教育科学省は、前記期間の満了前に、出願に関するデータを公開しなければならない。この請求をするためには、これに係る手数料を納付しなければならない。

出願情報が公開された後は、何人も、所定の手続に基づいて、そのデータを閲覧する権利を

有するものとする。出願資料を取得するためには、それに係る手数料を納付しなければならない。

公開されたデータに明白な誤りを発見したときは、出願人はその誤りの訂正を請求する権利を有するものとする。

発明(実用新案)の宣言的特許の出願に関するデータは、公開しないものとする。

国家専門官が国家秘密に指定するべき旨の決定をした出願に関するデータは、公開してはならない。

(17) 実体審査においては、クレームされている発明が第7条に定めた特許性の要件を満たしているか否かを審査しなければならない。

ウクライナ特許庁は、実体審査を、何人かから審査請求及び審査手数料の納付に係る書類を受領した後に行わなければならない。

出願人は、出願日から3年以内に前記の請求を行って手数料の納付に係る書類を提出することができる。出願人以外の者は、発明についての出願に関するデータが公開された後、ただし、その出願の出願日から3年以内に限り、前記の請求を行ってその書類を提出することができる。当該の者は出願に関する事項の処理に参加することはできず、教育科学省が承認した出願に関する審査結論書を受領するのみとする。

前記の請求及び書類の提出期間は6月を限度として延長するものとし、そのためには、期間満了前にそれに係る請求がされており、その請求のための手数料が納付されていなければならない。重大な理由のために遵守されなかった期間は、期間満了後12月以内に、回復請求がされ、手数料が支払われることを条件として、回復するものとする。出願人が、所定の期間内に前記の請求がされず及び書類が提出されなかったときは、その出願は取り下げられたとみなし、出願人にはその旨が通知される。

(18) クレームされている発明が特許性の要件を満たしていないと考える理由があるときは、ウクライナ特許庁は出願人に対し、理由を付した予備的結論書を送付し、理由を付した回答書を提出すること及び、必要な場合は、決定書に記載した不備を是正することを提案しなければならない。

出願人は、追加資料に関して(6)に定めた期間内に、回答書を提出しなければならないものとし、また、当該回答は、出願に関する審査結論書が作成されるときに、考慮されるものとする。発明の単一性に係る要件が満たされているか否かに関する事項は、(15)の規定に従って処理されるものとする。

第17条 出願の取下

出願人は、秘密発明の特許(宣言的特許)若しくは秘密実用新案の宣言的特許を付与すべき旨の決定を受領する日の前、又は発明の特許(宣言的特許)若しくは実用新案の宣言的特許の付与を受けるための国の手数料を納付する日の前は、いつでもその出願を取り下げる権利を有するものとする。

第18条 出願変更

出願人は、次に掲げる変更をする権利を有する。

- 発明の特許の付与を求める出願を発明の宣言的特許を求める出願に変更すること、及びそれとは逆の変更をすること。ただし、この変更は、特許(宣言的特許)を付与する旨又は拒絶

すべき旨の決定を受領する前にしなければならない。

- 発明の特許(宣言的特許)の付与を求める出願を、実用新案の宣言的特許の付与を求める出願に変更すること、及びそれとは逆の変更をすること。ただし、この変更は特許(宣言的特許)を付与すべき又は拒絶すべき旨の決定を受領する前にしなければならない。

前記変更をした場合、確定していた出願日又は優先権が主張されていた場合、その優先日は、維持されるものとする。

出願変更の請求をするためには、それに係る手数料を納付しなければならない。

第 19 条 出願に関する秘密性

教育科学省への出願日から、出願に関するデータ又は特許付与についての情報の公開日まで、出願資料は秘密情報とみなす。第三者による出願資料の閲覧は、出願人又は権限を有する行政機関がその閲覧を許可している場合を除き、禁止する。

出願資料に関する守秘義務の要件を満たさなかった者は、ウクライナ法によって定められている責任を負う。

第 20 条 [削除]

(2003 年 5 月 22 日法律第 850-IV による。)

第 21 条 法的仮保護

(1) 第 16 条の規定に従って公開された、発明の特許の付与を求める出願のデータは、当該データの公開に係る特許クレームの範囲内で、出願人に法的仮保護を与えるものとする。

(2) 出願データが公開された後は、出願人は、出願データが公開されていることを現に知っていた者、又は当該公開について出願番号を付したウクライナ語による通知書を受領した者に対し、この者が出願人の許可を得ないで実施した発明に関して損害賠償を請求する権利を有するものとする。出願人は特許の付与後にのみ当該賠償を受けることができる。

(3) 法的仮保護は、発明に対する特許付与に関するデータの公告日又は出願処理の終結に関する告示の公告日に消滅するものとする。

(4) 国際出願に対する仮保護は、教育科学省が国際出願に関するデータを公表した日から(2)に定めた条件に基づいて開始するものとする。

第 22 条 特許の登録

(1) 特許の国家登録は、特許を付与すべき旨の決定に基づいて行う。この目的で、関連するデータを登録簿に記載するものとする。登録簿の形式及びその維持手続は、所定の手続に基づいて決定するものとする。

(2) 発明の特許(宣言的特許)又は実用新案の宣言的特許の国家登録は、特許を付与するための国の手数料及び特許付与に関するデータを公告するための手数料の納付に係る書類が提出された場合に行う。出願人は、特許を付与する旨の決定書を受領した後、前記の手数を納付しなければならない。

ウクライナ特許庁は、特許を付与する旨の決定書を出願人が受領した日から 3 月以内に、特許を付与するための国の手数料及び特許付与に関するデータを公告するための手数料の納付に係る書類を受領しなかった場合は、特許の国家登録は行わないものとし、かつ、出願は取

り下げられたとみなす。

前記書類の提出期間は、その満了前に期間延長請求がされ、かつ、その請求のための手数料が納付されていることを条件として、6 月を限度として延長する。重大な理由のために遵守されなかった提出期間は、回復させるものとする。ただし、当該期間の満了後 6 月以内に、その旨の請求がされ、また、その請求のための手数料が納付されることを条件とする。

(3) 登録簿に登録データが登録された後は、何人も、教育科学省が定めた手続に基づいてその情報を閲覧し、また、請求をすることによって特許に関する登録簿データの抄本を取得する権利を有するものとする。ただし、請求するときには、それに係る手数料を納付しなければならない。

登録簿に登録されている秘密発明の特許(宣言的特許)又は秘密実用新案の宣言的特許に係るデータの閲覧は、ウクライナの「国家秘密」法に定める要件に従って行わなければならない。

(4) 登録簿に登録されたデータに含まれている誤りは、特許所有者又は教育科学省の発議があったときは、訂正しなければならない。

変更許容項目一覧に該当する変更は、登録証所有者の発議により、登録簿に登録することができる。発明の特許(宣言的特許)又は実用新案の宣言的特許に関し、登録簿に変更登録をするためには、それに係る手数料を納付しなければならない。

第 23 条 特許付与の公告

(1) 教育科学省は、発明の特許(宣言的特許)又は実用新案の宣言的特許を国家登録すると同時に、所定の手続に基づいて、特許(宣言的特許)付与に関するデータをその公報に公告しなければならない。

(2) 教育科学省は、特許に関するデータの公告日から 3 月以内に、特許明細書を発行するものとし、当該明細書には、発明クレーム、発明(実用新案)の明細書及び発明(実用新案)の明細書に言及されている図面を含めなければならない。

(3) 発明の特許(宣言的特許)又は実用新案の宣言的特許の付与に関するデータが公告された後は、何人も所定の手続に基づいて、出願資料を閲覧する権利を有するものとする。出願資料を閲覧するためには、それに係る手数料を納付しなければならない。

(4) 秘密発明の特許(宣言的特許)又は秘密実用新案の宣言的特許の付与に関するデータは、公告してはならない。

第 24 条 出願に関する決定に対する不服申立

(1) 出願人は、教育科学省の決定書又は第 16 条(3)の規定に従って請求した書類の写しを受領した日から 2 月以内に、出願に関する教育科学省の決定に対して、裁判所又は審判委員会に不服を申し立てることができる。

(2) 特許が国家登録された後、出願に関する教育科学省の決定に対して裁判所に不服を申し立てた場合は、裁判所は同時に、それに係る特許の有効性の事項を審理しなければならない。

(3) 発明の特許(宣言的特許)又は実用新案の宣言的特許を受けるための国の手数料を納付した後は、特許庁の決定に対して審判委員会に不服を申し立てる権利は失われるものとする。

(4) 教育科学省の決定に対する審判委員会への不服申立は、本法、及び教育科学省が承認した審判委員会規則によって定める手続に基づき、教育科学省の決定に対する異議申立をすることによって行わなければならない。異議申立をするためには、それに係る手数料を納付し

なければならない。当該手数料が(1)に定めた期間内に納付されなかったときは、異議申立はされなかったとみなし、出願人にその旨を通知する。

(5) 審判委員会が異議申立、及び異議申立をするための手数料の納付に関する書類を受領した後は、出願の処理は、審判委員会による決定が承認されるまで停止するものとする。

(6) 出願に関する教育科学省の決定に対する異議申立書は、異議申立、及び異議申立のための手数料納付に関する書類の受領日から2月以内に、審判委員会規則に従い、出願人が異議申立において提示した理由及び異議申立の審理中に明らかになった理由の枠組内で審理するものとする。出願人から申出があったときは、異議申立の審理期間は2月を限度として延長するものとする。ただし、その旨の請求がされていること及びその請求のための手数料が納付されていることを条件とする。

(7) 審判委員会は、異議申立書についての審理結果を基にして、理由を付した決定書を作成しなければならない。当該決定書は、教育科学省によって命令する形式で承認が与えられてから、出願人に送付されるものとする。

異議申立をその一部又は全部について認めたときは、異議申立の提出に係る手数料は出願人に返還する。

(8) 教育科学省の長は、審判委員会決定を承認する前、かつ、当該決定が行われた日から1月以内に、当該決定に対し、理由を付した異議表明をすることができ、かつ、当該異議表明書は1月以内に審理されるものとする。異議表明に関して審判委員会が行った決定は最終的なものとし、その決定は、裁判所のみが、取り消すことができる。

(9) 出願人は、教育科学省が承認した、審判委員会の決定に対し、その決定書を受領した日から2月以内に裁判所に上訴することができる。

第25条 特許証の交付

(1) 教育科学省は特許の国家登録の日から1月以内に、特許証を交付しなければならない。特許証は、特許を取得する権利を有する者に交付しなければならない。複数の者が1の特許を取得する権利を有する場合は、これらの者が1の特許証を取得するものとする。

発明(実用新案)の宣言的特許証は、発明(実用新案)における特許要件への適合については特許所有者の責任として、交付するものとする。

(2) 特許証の様式及び特許データの内容は、教育科学省が定める。

(3) 特許所有者から請求を受けたときは、教育科学省は交付した特許証に含まれている明白な誤りを除去し、また、その後、公報に告示しなければならない。

(4) 特許所有者は、特許証が喪失又は損傷した場合は、教育科学省が定めた手続に従い、特許証副本の交付を受けなければならない。特許証副本の交付を受けるためには、それに係る手数料を納付しなければならない。

第26条 宣言的特許の変更

発明の宣言的特許の所有者又はその権利承継人は、発明の宣言的特許を発明の特許に変更するために、宣言的特許が付与された出願に関し、その出願の実体審査を求める請求をすることができる。請求書は、宣言的特許が付与された出願の提出日から3年以内にウクライナ特許庁に提出しなければならない。請求をするためには、それに係る手数料を納付しなければならない。

実体審査の結果に従って発明の特許を付与する旨の決定がなされた場合は、宣言的特許の効力は、発明の特許の付与に関するデータの公告日から消滅するものとする。発明の宣言的特許に代えて付与された発明の特許の存続期間は、発明の宣言的特許の付与を求めた出願の出願日から 20 年とする。

発明の宣言的特許を発明の特許に変更するために行われる実体審査が、宣言的特許の存続期間満了前に終了せず、何人かが当該満了日後に、発明の実施を開始したか又は実施のために相当のかつ真摯な準備をした場合において、宣言的特許が付与されていた出願に発明の特許が付与されたときは、当該の者はその後、発明の特許の所有者に対価を支払うことなく、準備をした範囲内で特許を実施することができる。

発明に関する実体審査の結果に従い、発明の特許を拒絶すべき旨の決定がされた場合は、発明の宣言的特許は、それに係る付与の公告日から無効であるとみなし、教育科学省は、それに関するデータを公告しなければならない。

第 27 条 発明(実用新案)の秘密指定の解除

(1) 秘密発明(実用新案)特許の所有者は、国家専門官に対し、発明(実用新案)の秘密指定の解除又は発明(実用新案)に対して定められた秘密度の変更を求める申出をすることができる。この場合、国家専門官は、提案を審査し、申出の受領日から 1 月以内に書面をもって回答しなければならない。

(2) 発明(実用新案)に関する秘密度の変更又は秘密指定の解除は、発明(実用新案)に関する情報を国家秘密に所属させる旨の決定の存続期間の満了に関連して特許所有者が行う申出に対して国家専門官がする決定に従い、又は裁判所決定を基礎として、行うものとする。

(3) 発明(実用新案)の秘密指定を解除する旨の国家専門官の決定を受領した日から 1 年以内に、秘密発明の特許(宣言的特許)又は秘密実用新案の宣言的特許の所有者は、秘密発明の特許(宣言的特許)又は秘密実用新案の宣言的特許の存続期間が満了するまでの残存期間について、教育科学省に対し、発明の特許(宣言的特許)の付与を求める請求をする権利を有するものとする。この場合、教育科学省は、関連する手数料が納付されることを条件として、第 22 条、第 23 条及び第 25 条の規定に従い、該当する変更を登録簿に登録し、特許付与に関するデータを公告し、また、特許証(宣言的特許証)を交付しなければならない。

第V章 特許から生じる権利及び義務

第28条 特許から生じる権利

(1) 特許から生じる権利は、特許付与に関するデータの公告日から有効とする。

秘密発明の特許(宣言的特許)又は秘密実用新案の宣言的特許から生じる権利は、それに関するデータを関連する登録簿に登録した日から有効とする。

(2) 特許は特許所有者に、それに係る発明の実施が他の特許所有者の権利を侵害しない限り、本人の裁量でその発明(実用新案)を実施する排他的権利を与えるものとする。

特許所有者による秘密発明(実用新案)の実施は、ウクライナの「国家秘密」法の要件を遵守して行わなければならない、かつ、国家専門官の承認を得ていなければならない。

特許が複数の者に属する発明(実用新案)を実施する場合の関係は、当事者間の合意によるものとする。合意が成立していない場合は、個々の特許所有者は、本人の裁量で発明(実用新案)を実施することができるが、何れの個別所有者も、他の特許所有者の同意を得ない限り、発明の実施についての許可(ライセンス)を与える権利及び発明に関する所有権を他人に移転する権利を有さないものとする。

次に掲げる事項は、発明(実用新案)の実施であるとみなす。

- 特許発明(実用新案)を使用しての製品の製造、当該製品の使用、製品に関する販売の申出(インターネットによる申出を含む。)、販売、輸入、商業経路への前記以外の流通、並びにそれらの目的での製品の貯蔵

- 特許によって保護されている方法の使用、又は方法をウクライナにおいて使用することの申出。ただし、方法の申出をする者が、特許所有者の許可を得ないで方法を使用することが禁止されていること知っているか、又はその状況を考慮すれば、その禁止が明白であることを条件とする。

製品は、その製品を製造したときに、発明(実用新案)クレームの独立項目に含まれている個々の特徴又はそれと同等の特徴が使用されていた場合は、特許発明(実用新案)を使用して製造されたとみなす。

発明(実用新案)クレームの独立項目に含まれている個々の特徴又はそれと同等の特徴が使用されていた場合は、特許を受けた方法が使用されたものとみなす。

製造方法が特許によって保護されている製品は、反証が無く、かつ、次に掲げる要件の少なくとも1が満たされている場合は、当該方法を使用して製造されたとみなす。

- 特許方法を使用して製造される製品が新規製品であること
- 製品が特許方法を使用して製造されたと考えるべき理由があり、特許所有者がその方法が使用されたことを認めることのできる努力によって決定することができなかったこと

この場合、特許方法を使用して製造される製品と同一である製品の製造方法が特許方法と異なることを証明する義務は、特許所有者の権利を侵害したと考えるべき根拠のある理由の対象とされている者が負うものとする。

(3) 秘密発明の特許(宣言的特許)又は秘密実用新案の宣言的特許に係る所有者の排他的権利は、ウクライナの「国家秘密」法、及び国家専門官による関連性を有する決定によって制限されるものとする。

秘密発明の特許(宣言的特許)又は秘密実用新案の宣言的特許の所有者は、本法によって定められている手数料の納付に係る費用の返還を目的として補償金を、ウクライナ内閣が決定し

た国家機関から取得する権利を有する。

補償金の額及びその取得手続に関する紛争は、裁判所が解決するものとする。

(4) 特許所有者は、特許発明を使用して製造した製品又はその包装に、特許番号を付した警告表示を使用することができる。

(5) 特許はその所有者に、他人がその許可を得ないで、発明(実用新案)を実施することを禁止する排他的権利を与えるものとする。ただし、実施が本法により、特許によって与えられた権利の侵害であるとみなされない場合は、この限りでない。

(6) 特許所有者は契約により、発明(実用新案)についての所有権を他人に移転することができる。後者は権利承継人となる。秘密発明(実用新案)は、国家専門官の承認を得た場合に限り、移転することができる。

(7) 特許所有者は他人に、発明(実用新案)を実施する許可(ライセンス)をライセンス契約を基にして、付与する権利を有するものとするが、秘密発明に関しては、当該許可は、国家専門官の承認を得た場合に限り、付与することができる。

(8) 発明(実用新案)の所有権を移転する契約又はライセンス契約は、書面をもって作成され、当事者の署名がある場合に限り、有効であるとみなされる。

契約の各当事者は、発明(実用新案)の所有権の移転又は発明(実用新案)を実施するためのライセンスの付与に関し、他人に公式に通知する権利を有する。当該通知は、教育科学省が定めた範囲において及び手続に基づいて、それに関するデータを公報に公告することによって行うものとし、同時に、当該データを登録簿に登録する。

前記データ並びに契約当事者が申し入れるデータの変更に関する公告については、それに係る手数料を納付しなければならない。

(9) 秘密発明の特許(宣言的特許)又は秘密実用新案の宣言的特許の所有者を除く特許所有者は、教育科学省に対し、何人に対してもその特許発明(実用新案)についての実施許可を与えることに同意する旨の宣言書を提出し、その公告を求める権利を有する。この場合、特許の効力を維持するための年次手数料は、前記宣言が公告された年の翌年から 50%減額されるものとする。

上記の許可を使用しようとする者は、特許所有者との間で支払に関する契約を締結しなければならない。当該契約の履行中に生じる紛争は、裁判所が解決するものとする。

発明(実用新案)を実施する旨の意思を特許所有者に通知する者がいなかった場合は、特許所有者は、教育科学省に対し書面をもって、前記宣言の取り下げを請求することができる。この場合、前記請求を公告した年の翌年から、特許の効力を維持するための年次手数料は、その全額を納付しなければならない。

(10) 特許から生じる権利は、ウクライナの他の法律によって規制される、発明者の他の所有権又は人格権に不利な影響を与えないものとする。

第 29 条 特許から生じる義務

特許所有者は、特許の効力を維持するための手数料を納付しなければならず、かつ、特許から生じる排他的権利を誠実に行使しなければならない。

第 30 条 発明(実用新案)の権利の収用

(1) 秘密発明(実用新案)以外の発明(実用新案)が、特許付与に係るデータの公告日又は発明

(実用新案)の実施が停止された日から 3 年以内に、ウクライナにおいて実施されていないか又は不十分に実施されている場合は、発明(実用新案)を実施することを希望し、かつ、その用意がある何人も、発明(実用新案)を実施する権利の付与を受けるために、裁判所に訴えることができる。ただし、この規定は、権利所有者がライセンス契約の締結を拒絶していることを条件とする。

特許所有者が、発明(実用新案)の不実施という事実が重大な理由によって生じたことを証明しなかったときは、裁判所は、前記の利害関係人に発明(実用新案)を実施する許可を与える決定をし、また、実施の範囲、許可期間、特許所有者に対する対価の額及びその支払方法を定めなければならない。この場合、発明(実用新案)についての実施許可を付与する、特許所有者の権利は制限されないものとする。

(2) 特許所有者は、後に付与された特許の所有者に対し、発明(実用新案)を実施する許可(ライセンス)を付与する義務を負うものとする。ただし、後の発明(実用新案)が、他の用途のものであるか又は重大な経済的及び技術的長所を有しており、かつ、先に付与された特許の所有者の権利を侵害しないでは、実施できないことを条件とする。前記の許可は、後に付与された特許の所有者による発明(実用新案)の実施のために必要な範囲で付与されるものとする。この場合、先に付与された特許の所有者は、受けることのできる条件に基づき、後に付与された特許によって保護されている発明を実施するライセンスを取得する権利を有するものとする。

(3) ウクライナ内閣は、公衆衛生、環境安全その他の公共の利益を保護するために、特許(宣言的特許)所有者の同意を得ることなく、限定された者に特許発明(実用新案)を実施する許可を与えることができる。ただし、この規定は、その所有者が理由なく、発明(実用新案)を実施するためのライセンスの付与を拒絶していることを条件とする。

この場合の条件は、次のとおりとする。

- 1) 当該実施の許可は、特定の状況を考慮して付与するものとする。
- 2) 当該実施に係る範囲及び期間は、付与する許可の目的に応じて決定するものとし、半導体技術の場合は、その実施は、国家権力に属する機関による純粋に非商業的实施又は国家権力の関係機関の決定による、不公正競争慣行の補充のためのものとする。
- 3) 当該実施の許可は、発明(実用新案)を実施する許可を付与する権利を特許所有者から剥奪しないものとする。
- 4) 当該実施の権利は、企業又は事業の内の、当該実施を行っている部分と共に移転する場合を除き、移転することができない。
- 5) 当該実施は、主として国内市場の需要を満たすために許可するものとする。
- 6) 発明(実用新案)を実施する許可の付与に関する通知は、できる限り速やかに、特許所有者に送付する。
- 7) 実施許可は、許可を付与した状況が消滅したときには、取り消すものとする。
- 8) 特許所有者には、発明(実用新案)の経済的価値に応じた適切な補償金が支払われるものとする。

発明(実用新案)を実施する許可の付与、当該許可に係る期間及び条件、実施許可の取消、特許所有者に対する補償の金額及び支払方法に関して行われたウクライナ内閣の決議に対しては、裁判所手続において上訴することができる。

(4) 秘密発明の特許(宣言的特許)又は秘密実用新案の宣言的特許の所有者は、その発明(実用

新案)を実施するライセンスを,その発明(実用新案)を利用することについて国家専門官の許可を得た者に対してのみ,付与することができる。

当該の者が,ライセンスの付与に関して特許所有者と合意することができない場合は,ウクライナ内閣は(3)の規定に従って,発明の実施を許可する権利を有するものとする。

(5) ライセンス付与の条件,補償金の額及び取得方法に関する紛争は,裁判所が解決するものとする。

第 31 条 権利の侵害とみなされない行為

(1) 発明の特許の付与を求める出願が教育科学省に対してされた日前又は優先権が主張されている場合は優先日前に,その出願においてクレームされている発明(実用新案)と同一である技術的解決を,業としての目的を有する活動のために誠実に実施していたか又は当該実施のために,相当のかつ真摯な準備をしていた者は,その実施を無償で継続する又は前記の準備において予定していたとおり発明(実用新案)を実施する権利(先使用权)を有するものとする。

先使用权は,クレームされている発明と同一解決で,教育科学省に対する出願日に行われていた実施の範囲に限定されるものとする。

かかる先使用权は,クレームされている発明(実用新案)と同一解決が実施されていた又は当該実施のために相当のかつ真摯な準備がされていた企業若しくは事業又はその一部と共にする場合に限り,他人に移転することができる。

(2) 特許発明(実用新案)の実施であって,次に掲げる事情に該当するものは,特許から生じる権利の侵害とはみなさない。

- 一時的又は偶発的にウクライナの海域,空域,又は領土内に存在する外国の輸送手段の構造又は機能に関するもの。ただし,発明(実用新案)の実施が,専ら当該輸送手段の運航のために行われることを条件とする。

- 営業目的でないもの

- 学術的又は実験的目的のもの

- 緊急事態(自然災害,事故,疫病等)におけるもの。ただし,速やかに特許所有者に通知すること及び特許所有者に適正な補償金を支払うことを条件とする。

(3) 特許発明(実用新案)を使用して製造された製品を特許所有者の権利を侵害することなく取得した者が,その製品を商業的経路に流通させることは,特許から生じる権利を侵害するものとはみなさない。

特許発明を使用して製造された製品は,特許所有者によって製造されており,及び/又は,その製造後,特許所有者若しくは特許所有者から特別の許可(ライセンス)を得ている者が営業的経路に流通させた場合は,その製品は特許所有者の権利を侵害することなく取得されたものとみなす。

(4) 特許発明を使用して製造された製品を取得したが,特許によって与えられる権利を侵害してその製品が,製造された又は商業的経路に流通されたことを知ることをできなかった者が,商業的目的で発明を実施することは,特許から生じる権利の侵害であるとはみなさない。ただし,前記の者は,特許所有者から関連する通知を受けたときは,製品についての実施を停止するか又は特許所有者にそれに係る対価を支払わなければならない。当該対価の額は,法により又は当事者間の合意によって決定するものとする。裁判所は,対価の額及び支払方

法に関する紛争を解決しなければならない。

第 VI 章 特許の効力の消滅及び特許の無効

第 32 条 特許の効力の消滅

(1) 特許所有者は如何なるときにも教育科学省に宣言書を提出し、特許の全部又は一部を放棄することができる。放棄は、それに係るデータを教育科学省の公報に公告した日から効力を生じるものとする。

特許の全部又は一部の放棄は、教育科学省に登録したライセンス契約により発明を実施する権利を有している者に対して通知を行っていないとき、並びに、負債のために財産が差押されている場合に、その財産に特許によって保護されている権利が含まれているときは、許可を受けることができない。

(2) 特許の効力は、特許を維持するための料金が所定の期間内に納付されなかった場合は、消滅するものとする。

特許の効力を維持するための年次料金(以下「年金」と表記することがある。)は、出願日を起算日とする各有効年度に対して納付しなければならない。前記料金の第 1 回納付に関する書類は、特許付与に関するデータが公告された日から 4 月以内に教育科学省に提出しなければならない。各次年度に関する書類は、現有効年度の最終 4 月以内に納付が行われていることを条件として、現有効年度が終了するときまでに教育科学省に提出又は送付しなければならない。

特許の効力は、年金が納付されなかった年度の初日から消滅するものとする。

特許の効力を維持するための年金は、指定期間の終了後 12 月以内に納付することができる。この場合、年金の額は 50%増額するものとする。

特許の効力は、年金が納付されたときに更新するものとする。

年金が前記の 12 月以内に納付されなかった場合は、教育科学省は、特許の効力の消滅に関するデータをその公報に公告しなければならない。

秘密発明の特許(宣言的特許)又は秘密実用新案の宣言的特許の効力を維持するための年金は、納付する必要がない。

第 33 条 特許の無効

(1) 次に掲げる事情においては、裁判所は特許の全部又は一部を無効とすることができる。

- 発明(実用新案)クレームに記載されている特許発明(実用新案)が、第 7 条に定めた特許性の要件を満たしていない場合

- 発明(実用新案)クレームが、提出された出願に表示されていなかった特徴を含んでいる場合

- 第 37 条(2)の要件が満たされていない場合

- 特許が、他人の権利を侵害する出願がされた結果として、付与されている場合

(2) 何人も、宣言的特許を無効にするために、教育科学省に対して発明(実用新案)に関する特許性の審査を請求することができる。当該請求をするためには、その手数料を納付しなければならない。

(3) 教育科学省は、特許の全部又は一部を無効としたとき、そのデータをその公報に公告しなければならない。

(4) 特許の全部又は一部の無効は、特許付与のデータを公告した日から生じているとみなす。

第 VII 章 権利の保護

第 34 条 特許所有者の権利の侵害

(1) 第 28 条に定めた特許所有者の権利に対する違反行為は、特許所有者の権利の侵害であるとみなし、ウクライナの現行法制に基づいて処罰する。

(2) 特許所有者が請求したときは、前記の侵害は停止されるものとし、侵害者は特許所有者に対して実際の損害を補償しなければならない。

ライセンスの付与を受けている者も、特許所有者の侵害された権利の回復を特許所有者の同意を得て請求する権利を有する。

第 35 条 権利保護の方法

(1) 発明(実用新案)の権利は、裁判所又は本法に定められている他の手続によって保護される。

(2) 裁判所の管轄権は、本法の適用に関連して生じる全ての法的関係に及ぶ。

裁判所は、その管轄権に従い、次に掲げる事項に関する紛争を解決しなければならない。

- 発明(実用新案)に係る創作者の確認
- 特許実施事実についての決定
- 特許所有者の決定
- 特許所有者の権利の侵害
- ライセンス契約の締結及び履行
- 先使用权
- 補償

第 VIII 章 最終規定

第 36 条 手数料

特許の付与を受けるための国の手数料に係る金額及び納付方法は、法令によって定められるものとする。

国の手数料の金額、納付条件及び納付方法は、ウクライナ内閣によって定められるものとする。

特許の付与を受けるための国の手数料の納付から生じる収入は、ウクライナ国家予算に組み入れるものとする。

本法によって定められている手数料は、その専門の状況に応じて、本法によって限定された業務を遂行するために教育科学省から委託され、知的所有権の法的保護に関する国家組織に組み入れられている諸機関の当座預金口座に納付しなければならない。

本法に定められている手数料から生じる収入は、特定用途に充当されるものであり、教育科学省の命令に従い、専ら、知的所有権の法的保護に関する国家組織の発展及び運営を提供するために、特に、本法及び他の管理的法令に定められている、工業所有権の分野における業務を遂行するために使用されるものとする。

第 37 条 外国における発明(実用新案)特許の取得

(1) 何人も、外国において発明(実用新案)の特許を取得する権利を有するものとする。ただし、発明(実用新案)の出願が教育科学省に提出されていること及び当該の者が、前記出願の提出日から 3 月以内に、発明を国家秘密に指定する旨の通告を受領していないことを条件とする。

出願人が請求したときは、出願人に対し、前記期間の満了前に、外国において発明(実用新案)の特許を取得することができるか否かが通知されるものとする。当該請求をするときは、それに係る手数料を納付しなければならない。

(2) 発明(実用新案)の特許取得が、特許協力条約に定められている手続に従って行われる場合は、国際出願は教育科学省に提出しなければならない。

第 38 条 発明(実用新案)の創作及び実施に関する国の奨励

国は、発明(実用新案)の創作及び実施を奨励するものとし、この目的で、発明者及び実施者に対し、課税及び税納付猶予についての優遇条件の適用並びにウクライナの現行法制に基づく他の便益を設定するものとする。

高度に有効に実施される発明(実用新案)の発明者には、「ウクライナ名誉発明家」の名誉称号を授与することができる。

第 IX 章 経過規定

1. ウクライナにおける発明の特許を求める出願であって、実体審査無しの条件で、5年の存続期間を対象とするもの(以下「存続期間5年の特許」という。)が、「発明及び実用新案の保護に関するウクライナ法の施行について」の1993年12月23日ウクライナ国会布告に従って提出されており、その処理手続が本法施行時までには終了していない場合は、当該出願は発明の宣言的特許の付与を求める出願であるとみなし、教育科学省は、地域的な新規性を決定するための審査なしに、審査を行わなければならない。

2. 存続期間5年の特許の付与を求める出願であって、特許を付与すべき旨の決定が本法施行前になされているが、国の登録、及び特許の付与に関する公告がなされていないものについては、それに係る国の手数料が納付されていることを条件として、教育科学省は発明の宣言的特許を付与し、そのデータを公告しなければならない。

存続期間5年の発明の特許に係る所有者は、第26条に定めた手続に基づいて、国の審査を受けて特許の変更をすることを求める請求をすることができる。

3. 効力を有している実用新案特許は、その法的地位及び存続期間に関して、実用新案の宣言的特許と同等であるものとする。

第 X 章 施行規定

1. 本法は公布の日から施行する。
2. 本法に適合した法令が施行されるまでは，他の法律及び規則を，本法と矛盾しない範囲で適用する。
3. ウクライナ内閣は本法施行後 3 月以内にウクライナ国会に対し，法令を本法に適合させるための提案をしなければならない。
4. 本法施行後，次に掲げる文書は無効とする。
 - 「国家秘密を構成する発明，実用新案及び意匠についての権利の登録及び実施に関する規則の承認に関して」の 1995 年 1 月 19 日ウクライナ国会布告
 - 「発明及び実用新案についての権利の保護に関するウクライナ法の制定について」の 1993 年 12 月 23 日ウクライナ国会布告の第 3 段落第 10 項及び第 11 項並びに第 4 段落